

香芝市告示第13号

香芝市外部公益通報の事務処理に関する要綱を次のように定める。

令和7年1月20日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市外部公益通報の事務処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する香芝市（以下「市」という。）の行政機関に対し、同項に規定する労働者によりなされる公益通報（以下「外部公益通報」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「外部公益通報者」とは、外部公益通報をした者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(受付窓口)

第3条 外部公益通報及びこれに関する相談の受付窓口は、市長公室文書法制課（以下「文書法制課」という。）とする。ただし、外部公益通報が文書法制課以外の通報対象事実に係る事務を所掌する組織（以下「主管課」という。）にあった場合においては、当該主管課がこれを受け付けることができるものとする。

2 前項ただし書の規定により外部公益通報を受けた主管課の長（以下「主管課長」という。）は、その内容を速やかに文書法制課長に通知するものとする。

(受付方法等)

第4条 外部公益通報は、面会、郵便、電話、電子メールその他適切な方法により受け付けるものとする。

2 前項の場合において、外部公益通報者が外部公益通報の到着を確認できない方法によって外部公益通報がなされたときは、速やかに外部公益通報者に対して外部公益通報が到着した旨を通知するものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合又は外部公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(受理の決定等)

第5条 文書法制課長は、受け付けた通報を外部公益通報として受理するか否

かについて、主管課長と協議の上、これを遅滞なく決定し、受理すると決定した場合は、速やかに主管課長に通報内容を引き継ぐとともに、受理すると決定した旨又は受理しないと決定した旨及びその理由を外部公益通報者に通知するものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合又は外部公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

2 主管課長は、第3条第1項ただし書の規定により外部公益通報を受け付けた場合は、文書法制課長と協議の上、前項の決定等を行うものとする。

3 文書法制課長又は主管課長は、外部公益通報の内容が合理的な根拠に基づく客観的かつ具体的なものでないときは、外部公益通報者に対し、外部公益通報の内容の補正を求めることができる。

(権限を有する行政機関の教示)

第6条 文書法制課長又は主管課長は、受け付けた外部公益通報に係る通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しないものであるときは、外部公益通報者に対して法第14条の規定により当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。ただし、外部公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第7条 主管課長は、第5条第1項の規定により文書法制課長から引き継いだ外部公益通報又は同条第2項の規定により受理した外部公益通報については、文書法制課長と協議の上、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 主管課長は、前項の調査の実施に当たっては、外部公益通報者の秘密保持のため、外部公益通報者が特定されないよう十分に配慮するものとする。

3 主管課長は、第1項の調査の実施に当たっては、外部公益通報に係る情報を共有する範囲及び共有する当該情報の範囲が必要最低限となるよう努めるものとする。

(調査結果に基づく措置)

第8条 主管課長は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、文書法制課長と協議の上、所定の手続により、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置を講じるものとする。

(外部公益通報者への通知)

第9条 主管課長は、前条の規定による措置を講じたとき又は措置を講じる必要がないと判断したときは、その内容を遅滞なく外部公益通報者へ通知するものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合又は外部公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 主管課長は、前項の通知を行うに当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(協力の義務等)

第10条 市の職員は、第7条第1項の規定により主管課長が行う調査に協力するものとする。

- 2 市は、他の行政機関から外部公益通報の処理について調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。
- 3 市は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(外部公益通報以外の通報の取扱い)

第11条 文書法制課長及び主管課長は、法に規定する要件を満たさない等の理由により外部公益通報として受理しないものについても、その内容が法令遵守の観点から外部公益通報に準じた取扱いをすべきものと認めるときは、第7条及び第8条の規定に準じた処理を行うことができる。

(秘密の保持)

第12条 外部公益通報の処理及び外部公益通報に関する相談の対応に関与した職員は、当該通報及び相談に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反の排除)

第13条 市の職員は、自らが関与する外部公益通報の処理及び外部公益通報に関する相談に従事してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に香芝市外部公益通報の事務処理に関する要綱（平成19年4月1日施行）の規定により受け付けた通報又は受理した外部公益通報は、この要綱の規定により受け付けた通報又は受理した外部公益通報とみなす。